

平成12年職職—68 新旧対照表（平成30年職審—185関係）

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p>第2 標準例</p> <p>1 一般服務関係 (1)~(12) (略)</p> <p><u>(13) 公文書の不適正な取扱い</u></p> <p>ア <u>公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した職員は、免職又は停職とする。</u></p> <p>イ <u>決裁文書を改ざんした職員は、免職又は停職とする。</u></p> <p>ウ <u>公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。</u></p> <p><u>(14) セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）</u> (略)</p> <p>2~5 (略)</p>	<p>別紙</p> <p>第2 標準例</p> <p>1 一般服務関係 (1)~(12) (同左) (新設)</p> <p><u>(13) セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）</u> (同左)</p> <p>2~5 (同左)</p>